

① 気象学会による論文発表妨害事件

前回の口頭弁論で、裁判長は次回(8月25日)判決と通知した。そこで、控訴人の新しい代理人阿部裕行弁護士と塩川泰子弁護士が記録を整理したところ、新たな問題点が見つかり、準備書面(2)と本人による陳述書(6)を提出した。

内容は、一審では提出論文を編集委員会と査読者が誤読し、採用拒絶したことで争ったが、二審では、編集委員会の編集作業での著者に対する注意義務違反とし、相反する意見で著者を翻弄した両査読者に対して編集委が問題解決する努力をしなかったこと、そして査読者Aによる突然の意見変更に対し著者に説明の機会を与えなかったことを指摘した。また酷似論文の出現で控訴人の精神的苦痛が増大していることも指摘した。

そして、これらの新主張を理由にして、証拠調べとさらなる主張の機会を求めて、控訴人側は弁論再開を申し立てた。これらの問題は、高裁における新しい争点の提起であり、これまでの証拠だけで審理がつくされたかどうか、また編集長と査読者Aの証人尋問について、東京高裁は判決を延期して、弁論再開するかどうかを裁定することになる。

判決、8月25日(水)1時15分、東京高裁809号法廷

添付書類 控訴人準備書面(2)、控訴人陳述書(6)

② 東京大学による名誉棄損・憲法違反事件

被告東京大学は「公共の利害」により名誉毀損ではないと主張した。ここにはいくつかの重要な問題があることが分かった。特に、東京大学は準国家機関であって、表現の自由を所有していない。それなのに、「公共の利害」を理由にして一般人を名指ししてその議論を攻撃した。これは国家機関による一般人の表現の自由への侵害であり、憲法第21条に違反する。そこで、請求の趣旨を『地球温暖化懐疑論批判』に対する「反論」から、この違法文書の「差し止め」に変更した。

第5回口頭弁論、10年8月31日(火)1時15分、東京地裁411号法廷

添付書類 請求の趣旨変更の申し立て書

前者は「クライメートゲート事件」日本版の「論文発表妨害事件」であったが、後者は「表現の自由の侵犯」という憲法違反までして、CO₂温暖化説を維持しようとした事件である。両裁判ともに、新しい段階を迎えることになった。

報告(10)でも申しましたが、気象学会事件が最終段階になり、その対応に全力をあげてきました。これが一段落したので、何人かの方に東京大学事件での証人(または意見書作成)のお願いの手紙を差し上げることになります。

ご面倒なこととは存じますが、ぜひお引き受けくださるようお願いいたします。